

英國と羅馬法 (下)

文學士 戶倉 廣

緒論

第一節 ローマンブリテン時代

第一項 ケーザルのブリテン遠征の結果

第二項 羅馬のブリテン征服及び占領

第三項 ブリテンの羅馬化と羅馬法の影響

第二節 アンカロサクソン時代

第一項 アンカロサクソン族の基督教改宗と羅馬法

第二項 アンカロサクソン時代の立法 (以上前號)

第三節 ノルマン朝以後の時代

第一項 ノルマン朝時代の英法

第二項 大陸に於ける羅馬法復活と英國

(一) 寺院法

(二) グアカリウス

(三) クランゲイル時代

(四) オレロン法典

(五) プラクトン

(六) エドワード一世時代

(七) 羅馬法繼受の性質

第三項 其の後の英國に於ける羅馬法

結論 (以上本號)

英國と羅馬法 (下)

第十九卷 第一號 一六九

第三節 ノルマン朝以後の時代
ノルマンデー侯ウィリヤム (William the Conqueror. 1066—87) は、一〇六六年ヘースチングスの野にハロルドの軍を粉碎して英國の王位に登り、英國と大陸との直接交渉の路を開いた。之より、英國は大陸から文化並に法律制度を輸入することゝなつた。^①封建制度の輸入、宗教裁判所の創設、王室裁判所の設立、さては陪審制度の採用等總べて重要な事項は此の時代に源を求め得られる。實に現代世界に誇る可き英法は、第十一世紀に渡來したるガリヤ化せるノルマン人の知力に依りて精練されたと言はるゝ程であつて、此の時代は英國法制史上恐らくは最も重要な時代であらう。而して羅馬法が英國に輸入されたる狀況を觀察せんとする立脚點から言ふならば疑も無く最も重要な時代である。何故なれば、大陸に於て羅馬法が復活し、其の研究が旺盛となるにしたが

ひ英國にも直接輸入されるやうになつたからである。即ち伊太利のボロニヤに於ける羅馬法律學は第十二世紀の半頃英國に傳播され、こゝに英法の歴史上に於ける最も輝かしき時期を劃す可き第十二・三世紀を出現するに至つたのである。^①

註

① Sherman, p. 351.

② Bryce, Vol. I, p. 143.

③ Sherman, p. 352.

第一項 ノルマン朝時代の英法

ノルマンの英國征服は、英國の一般史上に於けると同様、英國の法制史上に於ける重要な出来事である。然しこのことは、ノルマン法が英法よりも優越してゐたこと、又は之が爲に英法が一掃されたと云ふこと、を意味するものではない。又ノルマン人が何等かの系統的法律を將來したと言ふのでもない。一體彼等は、成文の法律制度の點より觀察するならば遙かに在來の英國人に劣つてゐた。^①假令彼等が個有の成文法を有して居つたとしても、それは極く僅少であつたに相違ない。さればこそウ

イリヤムは「朕は此處にエドワード王の法律に附加して、英國人の生活に適する朕の制度法を施行せんとす」と言ひ、又ウイリヤム二世の失政の後を受けて即位せる弟王ヘンリー一世(一一〇〇—一一三五)は、「朕はエドワード王の法律と共に、父王の改正せる法律を再び施行せんとす」と言つて、ノルマンの諸王は歴代エドワード時代の法律を守る可きことを誓つた。^②

然し此處に忘る可らざる重要な歴史的事實は、伊太利人ランフランク(Lanfranc, 1005—1089)のことである。ランフランクはウイリヤム一世の偉大なる宰相であり且つ股肱の臣であつた。彼はウイリヤムに依つてカンタベリーのアーキbishoppに任命されたのであるが、彼が高僧であり大神學者であつたと同時に、當時世界に其の名を馳せし最も卓越せる法律家であつたことは特筆に値する。ランフランクは故國伊太利のバヴィヤにて羅馬法の教育を受け之を研究した。彼は其の後ノルマンディーに赴き Avanches 及び Bec に於て教鞭を執つた。當時ノルマンディーは、何等の立法もなくして只古きサリカ法(Ce)

Saxica)或はメロヴィンガ王家、カロリング王家等の勅令に據つてゐるに過ぎない。斯る状況のノルマンディーに於て羅馬法及び寺院法に精通せるランフランクが法律學を講義したのである。さればノルマン人の間には、英國征服前既に羅馬法律思想の幾分か、理解されてゐたことは事實である。^③斯くの如き民族が英國を征服し、且つランフランクがカンタベリーの大僧正となりたる以上、當時英國に羅馬法若しくは其の法律思想が新たに輸入されたことは當然である。今此處に、當時の著名なる法律集録に就いて其の跡を辿つてみよう。

ノルマン朝歴代の諸王は何れも大立法者では無かつた。ウィリヤム一世の眞の立法若しくは制定と目す可きものは僅少である。其の中で注意に値するものはたゞ教會の裁判權と俗界の司法權とを區別した事、及び人民は總べて王に屬するものと明言した事、その位のものであり、次王ウィリヤム二世からは全く何等の立法も望まれない。ヘンリー一世は人民の支持を得る爲に特許狀を出し、次王ステファンも亦特許狀を出したが、之等に就い

ては今此處に述べる必要もない。要するにウィリヤム一世もヘンリー一世も共に立法者と目さんよりは行政者として偉大であつたのである。^④斯くてノルマン朝諸王の立法に基く法律は殆ど無い。さればノルマン朝時代に於ける法律學上の功績と目すべきものは、「エドワードの法」(The Law of St. Edward)として一般に呼ばれる、エドワード時代の法律を復活せしめんとした民間の種々な企圖である。^⑤當時の法律集録として知らるゝものに「エドワード懺悔者の法」(Leges Edwardi Confessoris)「ウィリヤム一世の法」(Leges Willemi Primi)「ヘンリー一世の法」(Leges Henrici Primi)等があるが、之等は何れも民間にて編纂されたものである。此の中、「ヘンリー一世の法」と稱するものは、ヘンリー一世の治世中(一一一八年頃)に作られたもので、相當の大部なものではあるが亂雜にして而かも杜撰なものである。編者は自由に外國の法律、殊にサリカ法或はフランク諸帝の法令、又は寺院法を借用し、或る部分は實にテオドシウス帝の法典(Codex Theodosianus)に其の源を求めてゐる。然し大部分はア

ングロサクソンの判決例を羅匈譯したもので出來てゐる。作者は此の法律を以て當時の理想法であり、又ある可きだと主張してゐる。次に「エドワード懺悔者の法」は、恐らくヘンリー一世の晩年(一一三五年)に編纂されたもので、編者はフランク出身の僧侶にして、教會の利益を計るために作つたものと思考される點がある。而して其の記載する所は、エドガル王(Edgar: 959—975)よりエドワード懺悔者に至る迄の英國の判決例である。此の編纂物に依つて、エドワートは大立法者として後世に喧傳さるゝことゝなつた。然し事實に於いてエドワード王の立法者に非ざることは前節に述べた通りである。最後に「ウィリヤム一世の法」も亦エドワード時代の法律、及びウィリヤムが英國に施行したる法令から成つてゐる。此のものは大體に於いて三部から成り、第一部は古き英國の法律であり、第三部はデーン人の法律、殊にカヌート王の立法になる法律の或る部分を翻譯したものである。而して第二部は羅馬法の影響を明示してゐて、或る箇所は實にユスチニヤヌス大帝のディゲスタを其の儘採用し

てゐる。尙此の外に、ノルマン朝時代に編纂された法律集録に*Quadi partitus; Consolatio Cnuti; Instituta Cnuti* 等あるが、別段取立て、述べる程のものでも無い。以上述べ來つた所に依つて推測せらるゝ如く、當時の法律は殆ど前時代の法律を其の儘繼承したのである。而も尙注意す可きは羅馬法の影響を幾分附加したと云ふことである。此の事實は William of Malmesbury(died 1142)の歴史的作品に依つても明らかに確證されるところである。⑧
ノルマン朝時代は以上述べた如くであるが、第十二世紀の中頃以前既に、羅馬法繼承に大なる助けとなる可き三箇の進歩が英法に齎されたことは特筆に値するものである。即ち、第一に中央裁判所が設立されて、サクソンの地方的裁判所が不振となつた。第二に教會裁判所が普通法裁判所から分離されて、羅馬法及び寺院法の適用に好都合となつた。即ち羅馬法と寺院法とは英國の慣習法に何等束縛さるゝこと無く、教會裁判所に於て自由に發達を遂ぐるの路を得た。第三に裁判權が教育ある者の手に與へられた。彼等は多く大學出身の羅匈風に慣れた者

で、一般に牧師の教育を受けた者であつた。斯くの如き方法に依り、古きサクソン本來の法律は大いて掃蕩され^①た。而してリチャード王(獅心)時代になると、裁判所は主として牧師の構成する所となり、大僧正が主審判事となつて之を指揮監督した。其の後ヘンリー三世(一二一六—一二二七)時代迄も著名な判事達は何れも牧師であつた。^②斯かる状況の下に、羅馬法及び寺院法が大いに入つて來るのであるが、之は大陸に於ける羅馬法の復活に負ふ所甚大なるが故に、項を改めて此の方面から觀察することとする。

註

① Maitland, Constitutional History, pp. 6—7.

② Pollock & Maitland, Vol. I, pp. 97—104.

Maitland, Collected Papers, pp. 431—32.

Maitland, Consti. Hist. pp. 7—8.

ノルマン朝時代にエドワードの法律を守つた他の一つの原因は、ウイリヤムの皇位繼承の敵對者たるハロルドは人民に擁立されたのであるに對しウイリヤムはノルマン其の他の外國人を味方として勝利を得たのであるから、ノルマン王朝の支配に對しては絶えず人民の不平が伴ひ、人民の間

英國と羅馬法(下)

にはエドワード時代の法律の復活を希望する所があつたので、人民の希望を入れて行くことが統治上便宜であつた爲である。

③ Pollock & Maitland, pp. 77—78; Sherman, p. 351.

④ Maitland, Consti. Hist. p. 9.

⑤ Maitland, Collected Papers, p. 433.

⑥ Maitland, Consti. Hist. p. 8.

⑦ Pollock & Maitland, pp. 103—104.

⑧ Pollock & Maitland, pp. 101—102, and Note I.

⑨ 之等に關しての詳細なる説明は Pollock & Maitland, pp. 97—104 に譲るものとす。

⑩ Sherman, p. 358.

尙ほ彼の歴史的著作の中最も有名なるものは「Gesta Regum Henrici & Ricardi」なる一論文である。

Anglorum」なる一論文である。

⑪ Sherman, pp. 351—352.

⑫ Maitland, Collected Papers, p. 473.

第二項 大陸に於ける羅馬法復活と英國

第十一世紀に獨逸皇帝コンラート二世(Conrad II, C. 990—1039)が羅馬法を復活(一〇三八年)せしめてより、大陸に於ては羅馬法研究が旺盛となり、紀元一一〇〇年頃イルネリウス(Imenius 1055—1130)はボロニヤにて羅

馬法の講義をなした。彼の後繼者達は所謂ポロニヤの註釋學派(Bolognese Glossators)と稱せられ、「四人の博士」(quatuor doctores)^①を初めとし、多くの法學者は各地に赴いて活潑なる活動をなした。之と同時に又、西歐各地からポロニヤに留學して法律學を修むる者が群をなすに至つた。^②之實に、此の新興の羅馬法律學は極めて理論的にして、佛蘭西又は英國の如き國々の法律學發達に影響せざるを得ざる程であつたからである。此處に於て、羅馬法は近世各國法の歴史的淵源となつたのである。然らば如何なる方法に依つて羅馬法が英國又は英法に輸入されたかを以下述べることをする。

註

- ① Bulgarus; Martinus; Jacobus; Hingo;
 ② Pollock & Matland, pp. 23 & III.
 ③ Matland, Collected Papers, p. 440.

(一) 寺院法

基督教會は世紀の経過に伴つて、徐々ではたつたが次第に其れ自身の法律を持つに至つた。其の法律が宗教裁判所にて適用されるに至り、且つ宗教會議に依る寺院

(Canons)等が加つて寺院法(Canon law)なる一大法律體系をなすに至つた。^①之には羅馬法の復活が與つて力ある。即ちポロニヤの羅馬法研究は寺院法を刺戟して其の發達をなさしめ、同時に又寺院法をして羅馬法を模倣せしめた。されば、寺院法は勿論其れ自身獨特の所もあるが、大體に於て其の形態、其の用語、其の精神、且つ又其の法諺を羅馬法から借用したるを以て、兩者の關係には密接なるものがある。^②寺院法の法令集は澤山あるが、最も完全に大成されたるものは、ポロニヤの學僧グラティアヌス(Gratianus)が第十二世紀の中頃(一一三九年—四二年)に出した“Decretum Gratiani”である。之に依つて寺院法全典(Corpus Iuris Canonici)は羅馬法全典(Corpus Iuris Civilis)と並立する二大法律體系となつた。^③而して英法の歴史も之等二大勢力たる法律の影響を蒙らずにはゐられなかつた。第十二世紀半頃に至る迄は大したる事なきも、それ以後は次第に明瞭となつて來た。^④而して其の後の各世紀を通じて、寺院法は宗教裁判所で取扱はれ、總べての英國人の生活に於ける重要事件には之が適用さ

れた。即ち常に僧侶の紀律を取締るのみならず結婚、離婚、遺言等に關する事件も此の法の範圍内に在つた。^⑤而して一方英國にては、青年學徒をボロニヤに留學せしめて此の法を修得せしめた。又オックスフォード大學にては羅馬法と共に寺院法の學位をも授けることとなり、更に續いてケンブリッジ大學も亦之を模するに至つた程である。第十二世紀中葉以前は之に比較すると、先にも述べし如く寺院法の影響は大して顯著ならざるも、而も尙ほノルマン朝時代の法律に寺院法の影響が幾分あつたことは前項に述べた如くである。又既に、ランフランクの門下生にして偉大なる寺院法々律家があり且つ羅馬法に造詣深き Ivo of Chartres^⑦が居りて英國史に重要な地位を占めてゐた事。或は又ステファン王がビショップ達に對して誤れる攻撃をなした時に寺院法に依る裁判が要求された事。^⑧之等の事實から考察するならば、英國にも當時既に寺院法が可成りの勢力を有して居つたものと見做すことが出来る。即ち羅馬法は先づ寺院法と共に英國に輸入されたのである。

註

- ① Maitland, Collected Papers, p. 440.
 - ② Pollock & Maitland, pp. 24, 116.
 - ③ Maitland, Collected Papers, pp. 440—441.
 - ④ Pollock & Maitland, p. 117.
 - ⑤ Maitland, Const. Hist. p. 11.
- 因に羅馬法學者にして且つ寺院法學者として有名なる者に就いてはボロック及びメートランドの共著一二〇頁にある。
- ⑥ Maitland, Collected Papers, pp. 469—470.
 - ⑦ Bishop of Chartres (c. 1080) 一世が教會と争ひ、一〇五年法王バスカル二世に破門された時、彼はヘンリーに忠告して教會との和解を計つた人物である。
 - ⑧ Pollock & Maitland, pp. 117—118.

(一) ヴァカリウス

ステファン王時代の弛緩せる國家に對し、教會は更に其の勢力を擴張し、英國法制史上にも亦目覺しき貢獻をなす所があつた。カンタベリーの大僧正テオバルドは、彼の配下のトマスなる一僧の薦めに依つて、ボロニヤの著名なる法律學者ヴァカリウス (Lombard Vacarius 1120—1198 or 1200) を一一四三年に招聘した。抑々トマスな

る者は、ボロニヤにて羅馬法律を學びグラティアヌスの下に居つたことがあるらしい。又テオバルドはステファン王の弟ヘンリー(Bishop of Winchester)との争ひにヴァカリウスを己が援助者としたらしい。^①

何は免もあれヴァカリウスはテオバルド大僧正の保護の下に、英國に於て羅馬法の教鞭をとつた。門下生達は彼を“Magister”と稱して尊敬し良く其の教を受けた。其の門下生の中には教會並に國家の樞要の地位を占む可き者が多く集つてゐた。又ヴァカリウスは、當時綜合大學となつた間も無かつたオックスフォードの學苑に於ても等しく羅馬法の教鞭をとつた。尙彼は一一四九年に、羅馬法の原本を購ひ得ざる貧しき學生の爲に書物を著した。其の書物は尙ほ現存してゐるが、其はディゲスタから資料をとつたもので、九卷よりなり、ユスチニヤヌス帝の法典を縮少したるが如き觀を呈するものである。^②

テオバルド大僧正と疎隔の關係にあるステファン王は更にヴァカリウスの羅馬法講義をも禁止するに至つた。

然しそれにも拘らず彼の努力は報いられて、終に羅馬は

隆盛となり、ヘンリー二世(一一五四—一一八九)の諸制改革の中にも現れるに至つた。恐らくヘンリー二世は幼時ヴァカリウスの感化の下にあつたものと推察される。^③

何は免もあれ第十二世紀末に於けるオックスフォード大學にては、羅馬法が他の何れの學科よりも人氣を得た。而して第十三世紀に入るとケンブリッジにも亦羅馬法の學科が増設された。又其の他の學問の小中心地にても此の學科が學ばれるやうになつた。^④斯くてヴァカリウスはボロニヤに於ける羅馬法の盛なる研究の大なる影響を受けしむる導火線となつた。爾後第十七世紀に至る迄英國に於ては、羅馬法が神學に次いで重要な學問となつた。^⑤而して英法獨特のものとなはれる普通法(Common Law)も自然之が影響を受くることとなつた。特に第十二世紀中頃より第十三世紀中頃に至る間は、事實に於て羅馬法は英國普通法に大なる影響を及ぼした。^⑥

註

① Pollock & Maitland, p. 118.

② 彼の著作の題名は “Liber ex universo enucleato jure exceptus, et pauperibus praesertim destinatus”

- ③ Maitland, Collected Papers, p. 441.
Pollock & Maitland, pp. 118—119.
Maitland, Const. Hist. p. 11.
- ④ Maitland, Consti. Hist. p. 12.
- ⑤ Vinogradoff, pp. 84—85.
- ⑥ Bryce, Vol. II, p. 307.
- ⑦ Common law の語源は寺院法の “jus Commune” である (Pollock & Maitland, p. 176).
- ⑧ Maitland, Collected Papers, p. 443.

(三) グランヴィル時代

ヴァカリウスに依つて英國に移植された羅馬法が如何なる果實を結んだかはヘンリー二世の晩年(一一八七—八九九頃)に出た「英國の慣習並に法律に就いての論文」(Tractatus de legibus et consuetudinibus regni Angliæ)に依つて見る事が出来る。此の書は一般にヘンリー二世の主席判事たりしグランヴィル(Ranulf Glanvill + 1190)の著とされてゐる。然しグランヴィルは法學者としてよりは寧ろ武人として有名であつたから、果して此の書が彼の筆に成つたものか否かは不明である。さは言へ其の記述する所は彼の屬して居つた王室裁判所(King's Court)

に就いてある^①。其の内容は云はゞ訴訟手續法の便覽であつて、殆ど土地法(land law)に關するものゝみであるが、此の土地法は王室裁判所が主として取扱つた所である、著者が羅馬法に精通して居つた者であると云ふことは、此の書がデリケートに羅馬法の影響を受けてゐる所から察知される^②。例へば第十三世紀に發達した法理は所有權並に之が保護に關してある。而して其の法律行爲は明らかに羅馬法のそれに據つたものである。偕て此の事實は「グランヴィルの著」の中に認める事が出来るのである^③。此の書は羅句語を以て書れてゐるが、實に英國法律書として最初のものと目す可きである。羅馬法其ものを引用した箇所は至つて僅少である。而も尙ほ全體として觀る時に、之は明らかに羅馬法の影響を受けた書物である^④。

又多分此の書物と同時期のものと思はれるが「法律と判決の實際」(Practica legum et decretorum)と云ふ著作がある。之はリチャード一世に仕へたノルマン人William Longchamp (bishop of Durham) の手に成つたもので、

羅馬法と寺院法とに據つた法律手續の便覽である。此のものは、同時代の英國の法律家に重要な影響を及ぼした。即ち當時、法律行爲履行の形式に關して論争されてゐるが、此の著書は確固たる履行の形式を要求して其の論争に解決を與へた。^⑤

註

- ① Maitland, Collected Papers, p. 443.
- ② Maitland, Const. Hist. p. 14.
- ③ Vinogradoff, p. 85.
- ④ Maitland, Collected Papers, p. 443.
- ⑤ Vinogradoff, pp. 87—88.

(四) オレロン法典

第十二世紀の中頃には、羅馬法はポロニヤからのみでは無く、別の國即ち佛蘭西からも英國に輸入されるに至つた。即ち佛國の海法であり、又商法であるオレロン法(Laws of Oleron)が輸入された。此のオレロン法は第十一世紀に伊太利にて制定された海法 Consolato del Mare を見倣つて一一五〇年頃ギエンヌ女公エレアノール(Eleanor, Duchess of Guienne)^①等が編纂したものであ

る。此の法律が羅馬法に基いてゐることは言ふまでもない。而して此の法律は、ヘンリー二世の皇后となつたことのあるエレアノールか又は其の王子リチャード一世(獅心、一一八九—九九九)かの何れかに依つて英國に將來されたのである。英國海法の起源は此處に端を發し、次第に發達して第十八世紀に至り、マンスフィールド卿に依つて完成されるのである。^②以て英國海法の潜在的性質を察知することが出来る。

一體第十一・三世紀は、先にも述べた如く英國法制史上に於ける特筆す可き時代である。例へばヘンリー二世の治世中には、陪審制度が輸入された外に訴訟開始令制度(System of original writ)^③が創設され、更にジョン王の失政に基きては一二一五年に大憲章が發布され、續いて次王ヘンリー三世の時代にかけて之が數度の訂正發布がなされた^④。然し之等に就いて一々此處に述べる必要もない。只此の大憲章に就いては、エドワード王(懺悔者)時代の法律制度に立還らんとするものであつて、カンタベリーの大僧正 Cardinal Stephen Langton(1150—1228)の

方に據つたものであるとも云はれる。^⑤

註

① Eleanor が Consolato del Marc を知つたのは、彼女の最初の夫たるフランス王ルイ十世が第二回十字軍に出征するに當りて彼女も之に従軍し、東方世界のレバントにて此の法律に接したが爲である。

② Sherman, pp. 207—208, 226, 353.

③ Pollock & Maitland, pp. 138, 150.

④ Maitland, Const. Hist. p. 15.

⑤ Sherman, pp. 355—356.

(五) ブラクトン

英國法制史の發展に資したものは當に立法のみではなく、實に普通法の發達が大なる役割をなしたのである。

殊にヘンリー三世の治世中(一二二六—同七二年)には英國普通法の大部分が確定された。實に王室裁判所は普通法の發達に大なる貢獻をなし、裁判に依り作成さるゝ法律 (judge-made law) が増大するやうになつた。而して此の裁判に關與せし判事は博學の徒にして殆ど大多數は牧師であり、寺院法及び羅馬法に通じて居つた。此の際偉

大な法律家が出現して昔重なる法律著作を出した。^① 其の法律家とは牧師ブラクトン (Henry de Bracton, +1268, popular name, Bricton) につて、其の著作を「英國の法律及び慣習に就いて」(De legibus et consuetudinibus Angliæ) と云ふ大著である。ブラクトンの著は眞に中世英國法律學の華であり王冠である (the crown and flower of English Medieval Jurisprudence)。^②

ブラクトンは約十年間(一二四八—同五七年)國王直屬の中央裁判所 (Nascent Court of King's Bench) の判事であつた。其の頃彼は此の有名なる著書の執筆に着手し、其の大體を一二五〇—同五八年の間に書き終へた。用語は羅甸語である。此の論文の資料は、大部分王室裁判所の訴訟記録からとつたものであるからして真正の英法と見做す可きである。之は、グランヴィルの著が單なる訴訟手續法の便覽に過ぎないとは異り法理を科學的に究明したもので實に英國に於ける此の種の最初のものである。尙此の外の彼の業績をも併せ考ふるならば、彼は眞に英國普通法の父であり、其の大法律學者なる點に於いて

て正に第十三世紀に於けるブラックストーン (Blackstone) と呼び得る。^④

ブラクトンはユスチニヤヌス帝の法律を其の儘正確に記述せんとしたのではなくして、實は之を模範として當時の英法を整理せんとしたのである。換言するならば羅馬法の援助に依つて英法を體系づけんとしたものである。されば彼の大著は、英國の慣習及び法律を羅馬法型の法律 (Romanesque jurisprudence) とした重要な所産である。^⑤ 即ち「形式に於いては羅馬法であり、實質に於いては英法である」(Romanesque in form, English in substance) と言ふのは、恐らくブラクトンの著作の性質を示す最も長き寸言であらう。彼は伊太利の法律學者、殊にボロニヤの註釋學派の一人アゾ (Azso) の著書を熱心に學び、良く之に精通してゐた。彼は又 Corpus Juris Civilis とか Decretum Gratiani 又は Decretals 等を參照し、多くの法諺を之等の資料から得てゐる。此の點から觀るならば、謂はゞ羅馬法的にして且つ寺院法的なる法律 (Roman no Canonical jurisprudence) を大成したものであると

も云へる。勿論彼の著作の實質は英法的なるものにして、^⑦ 其の中には五百件に下らざる王室裁判所の判決が引用されてゐる。然し、さは言へ、彼が羅馬法學者に負ふ所——^⑧ 惹いては英國が羅馬法に負ふ所——は甚大なものである。先に彼等羅馬法學者無かりせばブラクトンの著書の出現は不可能であつたかも知れぬ。^⑨

何は兎もあれ、彼の著作は頗る權威あるものであつた。其は此の名著の古寫本が四五十種もの多數存在する事に依つて十分證明されるが、更に當時の法律書が殆ど之と等しきものであると云ふ事に依り如何に彼の著作が人氣あり且つ權威あるものであつたか、判明する。而して此の名著は次のエドワード一世時代の法律學の基礎となつた。^⑩ 更に此の著書は英國法の模範的解説書として爾後永らく承認されて居つた。而して約四百年の後、第十七世紀にはコーク (Sir Edward Coke) が尙ほ權威あるものとして大いに引用した。^⑪ 之等の事實は、羅馬法の英法に及ぼせる影響を考察する上に於て見逃す可らざる事實である。

註

- ① Maitland, Const. Hist. p. 17.
- ② Pollock & Maitland, p. 503.
- ③ Pollock & Maitland, pp. 505—509.
- ④ Sherman, pp. 356—357.
- ⑤ Vinogradoff, pp. 88—89.
- ⑥ Summa (羅馬法要録) 等なり。
- ⑦ Pollock & Maitland, p. 507.
- ⑧ Maitland, Const. Hist. p. 18.
- ⑨ Pollock & Maitland, p. 508.
- ⑩ Pollock & Maitland, pp. 203—210.
- ⑪ Sherman, p. 357.

(六) エドワード一世時代

エドワード一世(一二七二—一二〇七)時代の法律學がブラクトンの大著を基礎としたことは上述した所である。此の時代、英法に關する三箇の重要な論著があるが、之等は何れもブラクトンの名著を抄略したものか或は模倣したものである。^①(一)Summa(摘要書)、之は王室裁判所の主席判事ソーントン(Gilbert Thorton)がブラクトンの名著の梗概を書いたものである。一體“Summa”な

る術語は、ボロニヤの註釋學派に良く用ひられたものである。(二)Commentarius juris anglicani(英國法の註釋)、之は一二九〇年頃 Fleta^②と云ふ無名の法學者が羅句語で書いたもので、内容は亦ブラクトンから多くとつてゐる。(三)Summa de Legibus Anglie(英國法摘要)、之も同じく一二九〇年頃書かれたもので、著者は Eriton^③と云はれ、用語はフランス語である。此の書も亦ブラクトンの大著を抄略したものであるが、其の寫本が多く存在する所を見ると Fletaの書よりも有名なものであつたに相違ない。尙ほ之等三箇のものに附加して挙げねばならぬものがある。それは Mirror of Justices(裁判の鏡)である。之はエドワード一世の主席判事の一人 Ralph Henghamの手に成つたものと目せらるゝ訴訟手續法に關する書物である。^④

以上の書物は何れも、羅馬法及び寺院法の大きな影響を受けたブラクトンの大著に基いて出來たのであるが、之等の著作の中に重要な一つの傾向を認めることが出来る。即ち之等の書物に依つて、當時既に英國の法律家達

が新たに羅馬法其のものを研究しなくなつたと云ふ傾向を認めることが出来る。^⑤換言するならば英法は、ブラクトン時代既に之以上の羅馬法研究を必要とせない程度に、十分羅馬法を究明し且つ其の思想を採用して了つた。即ち英法は既に羅馬法の飽和状態となつた。其の爲彼の去つた後は、羅馬法研究は餘り歓迎されなくなつた。^⑥ヘンリー三世時代に次第に其の地位を獲得しつゝあつた羅馬法は、エドワード一世時代となるや餘りに多くの立法がなされた爲に却つて省みられなくなつて、英法が一層羅馬法化することは阻止されるに至つた。即ち法律の全分野は、今や羅馬法研究を必要とせざる程度に法令(Canutes)を以て充たされてきたのである。^⑦

エドワード一世は屢々「英國のユスチニヤヌス大帝」(English Justinian)と稱せられる。此の比喩は必ずしも正鵠ではなからうが、エドワードは大統治者であると同時に偉大なる立法者であつた。王は年々議會に多くの法律案を呈出し、又一方に於いては多くの法律改正をなした。其の法令は確固たる永久的の生命を有するものにして、

あらゆる部門に涉つてゐた。實に王の即位後十八年間は、英國の立法史上最も活氣ある時代であつた。^⑧然し之が爲に羅馬法研究は衰微し、之に加ふるに此の頃から牧師が裁判官とならなくなつたので、英國の法律は次第に島國的となつた。それと共に英國の法律家達は次第に知識の偏狹性を來し、彼等自身の島國的法律以外に對しては無知となつた。^⑨更に之に加ふるに、英國の普通法は第十三世紀後半以降は判例法(Case Law)となつて來た。一方ヘンリー二世時代に制定された訴訟開始命令制度は甚だ形式的なる訴訟手續法であつたからして、英法は著しく固定的なるものとなり、只之を解釋して行くに過ぎぬと云ふ状態になつた。かくて社會並に經濟狀態の變遷に應ぜざるものとなり、不平の聲が起つて來た。之を救ふ可く、第十四世紀後半のリチャード二世時代に至り、Chanceryが衡平法裁判所(Court of equity)を設立するのである。而して此の裁判所が取扱つた衡平法は少からず羅馬法及び寺院法を取り入れたのである。

註

① Sherman, p. 338.

② Fleta とは一體何人なるか、不明である。然し恐らくは倫敦の Fleet 牢獄に投ぜられた一裁判官であらうと一般に言はれてゐる。

③ Britton も亦不明であるが、多分 John Le Breton bishop of Hereford ならんやと推はれてゐる (Sherman)。

④ Pollock & Maitland, p. 210. Sherman, pp. 358—359.

⑤ Maitland, Const. Hist. p. 21.

⑥ Maitland, Collected Papers, p. 445.

⑦ Maitland, Const. Hist. p. 21.

⑧ Maitland, Collected Papers, p. 408.

⑨ Maitland, Const. Hist. p. 21.

⑩ Maitland, Const. Hist. p. 22.

⑪ Maitland, Collected Papers, p. 470.

(七) 羅馬法繼受の性質

第十二世紀の中頃ヴァカリウスが英國に渡來してより、エドワード一世の晩年に至る迄の百五十年以上の時代は、羅馬法が英法の成立に頗る大なる影響を與へたるを以て、此の時代は「英國法制史上の羅馬時代」(Roman epoch of English legal history)とも謂はる可きである。①。此の時代から第十四世紀にかけて、グラヴィル及びブラ

クトンの著作、並に Britton の書及び Fleta の論文等は、何れも或る程度迄法律として承認された。換言するならば、之等の論著は、裁判官が或る種の法律問題に就いて解決せねばならぬ時に、彼の實際知識となつて大いに導く所があつた。殊に當時の法律の最も曖昧なるものに對しては、決定的の解決を與へた。②然し注意す可きは、當時の裁判官達が如何に羅馬法に心惹かれて居つたにしろ、種々の障碍のために、羅馬法は英國に於いては結局「補助の法律」(Subsidiary law)であるに止つた。③即ち制定法若しくは慣習法が或る問題に確答し得られざる時に採用された法律であつた。故に、英法が羅馬法を取り入れたのは、實に普通法の缺陷を補ふためであつた。其の爲、羅馬法を引用しても必ずしも常に英國の裁判所で承認されたわけではない。④

一方に於いて、英國の所謂「外國法」(Foreign law)に對する偏見、嫉視は、時に羅馬法に敵意を持つに至つた。例へばステファン王はヴァカリウスの羅馬法講義を禁止し、同時に羅馬法及び寺院法の書物を撲滅せんとした。⑤

又第十三世紀には實に羅馬法に對する國民的反抗運動が起り、一二三四年には、ヘンリー三世はロンドンに於ける羅馬法の講義を禁壓し、續いて一二三六年には英國の Broun が Meiton に會して、英法が「外國法」(羅馬法)に由つて變更さるゝに對して反抗の叫びを擧げた。^⑥更にリチャード二世時代になるや、議會は羅馬法を拒否するの決議をなした。其の爲オックスフォードにて羅馬法を修得したる者は、假令ウェストミンスター^⑦の裁判所に出仕しても、何等羅馬法に頼ることが出来なく、宛も之を知らざる者の如くに装はねばならなかつた。^⑦然のみならず教會の覇氣に富める僧侶は、僧侶が羅馬法等の法律學を研究することに由り、神學の衰微するを歎いた。^⑧更に教會は、羅馬法が俗界に研究さるゝ事に依りて其の優越權が脅さるゝを憂慮し、之が禁止を計つた程である。^⑨斯くの如き事情が英國には存在せし爲、英法の羅馬法繼受は大陸に於けるが如く根本的では無かつた。然し之が爲に羅馬法の中に潜在せる強力な專制的主義を輸入しなかつた事^⑩は英國の爲に幸であつた。

之を要するに、種々の障礙のために羅馬法は過分には英法に取り入れられなかつた。而も尙、此の時代は「英國法制史上の羅馬時代」とも稱す可きで、其の影響感化は英法の各時代を通じて最も大なるものであつた。而して羅馬法は英法に對して何等有害となるどころ無く、常に英法の背後に在つて其の缺陷を補ひ、之が發達に資したる所甚大なるものであつた。

註

- ① Sherman, p. 359.
- ② Bryce, Vol. II, p. 261.
- ③ Pollock & Maitland, p. 207.
- ④ Sherman, p. 360.
- ⑤ Pollock & Maitland, pp. 118—119.
- ⑥ Vinogradoff, p. 85.
- ⑦ Bryce, Vol. II, p. 477.
- ⑧ Maitland, Collected Papers, p. 470.
- ⑨ Vinogradoff, p. 85.
- ⑩ Maitland, Const. Hist. p. 92.

第三項 其の後の英國に於ける羅馬法

英國と羅馬法との主要なる歴史的關係、即ち英國が羅

馬法を繼受せる歴史的關係は大體以上を以て其の峙を越したのである。第十五世紀以降は主として英國内に於ける羅馬法研究の盛衰史となりて、以て現代に至るのである。故に之が説明は省略し只其の盛衰史の大綱だけを擧げるに止める。

ノルマン朝以後の時代たる第十二・三世紀に於ける羅馬法繼受運動は實に決定的なるものであり、之が研究の旺盛なりしことは實に前古未會有であつた。此の世紀に次ぐ第十四世紀は、其の反動が起つた結果羅馬法の研究は衰微に向つた。而も尙ほ衡平法裁判所は獨立して羅馬法を加味せる衡平法を運用し、又宗教裁判所及び海事審判所は各々其の獨立の立脚地より英國法の缺陷救済を羅馬法律思想に需めた。之等の運動があつたに拘らず衰微の傾向は次第に進み、終に第十五世紀には羅馬法研究は甚だしく不振となつた。然るに第十六世紀に入るや、ルネッサンス文化の興隆と共に所謂歴史法學派なるものが佛蘭西に擡頭し、其の刺戟を受けて羅馬法研究は復興するに至つた。一方專制的なるチュードル王朝は、強力なる

專制的主義を助長するに好都合なる羅馬法を尊重し、以て羅馬法研究を獎勵する所があつた。かくて第十七世紀には多數の羅馬法學者が輩出し、第十八世紀は其の惰力を以て經過したのである。然るに第十九世紀に入るや、近代の密接なる國際關係と法典の要望とに促されて、羅馬法の研究は勃然として再び隆盛となり、正にノルマン朝以後の時代を想はしむるものがあつた。實に多數の著名なる羅馬法學者が輩出し、華かなる活動の下に顯著なる功績を遺してくれた。(因に拙稿執筆に當り参照したる論文の大方の著者は當時の羅馬法學者一郡中の一人である。)

結 論

以上述べ來つた所から、感想とも云ふ可きものを纏めて結論に代へることとする。メイトランドが「英國の法制史を一瞥するならば、第十二世紀以降は明らかに記録を遺してゐる。其れより以前第六世紀に溯る六百年間は、記録は稀少ではあるが尙ほアングロサクソン侵入時代迄其の經路を辿り得る。然し此處に至つて足跡は絶え、薄明なりし時代は暗黒と變り、記録稀なる時代は記録全

く無き時代となつて、其の以前は推察に依らねばならぬ時代となる^①と言つてゐるが、之は正に羅馬法が英法に及ぼした影響、即ち羅馬法と英國との關係を觀る場合にも同一である。即ち第十二世紀以降は、大陸の羅馬法復活と共にヴァカリウスの英國に於ける羅馬法講義を初とし、ブラクトンの之が大成に依り、羅馬法が或る程度迄補助の法律として英法に承認されるに至つた事實は明瞭である。それ以前の第六世紀に溯る時代は、其れ程明瞭ではないが、而も尙アングロサクソンの基督敎化と共に法典若しくは法律の編纂が要求されるに至り、羅馬法思想が輸入された事實は十分に其の足跡を辿ることが出来る。而して之より以前のローマンブリテン時代は推察の時代ではあるが、羅馬がブリテンを征服し且つブリテンが大いに羅馬化した事、及び或る時期には羅馬の大法律家達の一團より成る有名な裁判所がブリテンに設置されてあつた事等より考察して、此の時代にも羅馬法が輸入されたことは確かである。

然らば次に英國に繼受された羅馬法の性質は如何なる

ものであるかと言ふに、之は主として英法の缺陷を補ふ可く思想的に繼受されたもので、飽くまで歴史的に説明される可きものである。羅馬法は未だ曾つて英國に其の儘現行法として施行された事はないが、思想として大なる影響を與へ、常に英法の發達に資した。即ち絶えず潜在的潮流として英國法律思想に影響を及ぼしたのである。換言するならば、英國にては羅馬法を「*ius*」として採用したのでは無く、又單に模倣したのでもなくして、實に良く之を英國化して、自國の法律の進路を開かんが爲に利用したのである。ヴィノグラドフが「羅馬法が英國に及ぼした影響は大なるものであるが、兩法律の各章節を照し合せても之を測定することは出来ない。何故なれば、羅馬法は原理に於いて英法に影響を與へたのであるから^②」と云ふことを記述してゐるが、之は實に尤もなことである。

以上述べた所を更に約言するならば次の如くである。

イ エーリングは羅馬を目して「羅馬は三度世界を征服した。一度は武力に依り、二度は宗教に依り、而して三

度は法律に依つた」と言つてゐる。私は此の修辭を借りて次の如く言ひ度い。即ち「羅馬法は三度方法を異にして英國に入つた。ローマンブリテン時代は武力に依り、アングロサクソン時代は宗教に依り、而してノルマン朝以後は大陸に於ける羅馬法の復活に依つた」と。

而して其の性質を一言にして言ふならば、羅馬法は絶えず英法に對して後見人の義務を果してゐたものである。
(六元)

註

① Meiland, Collected Papers, Vol. II, p. 418.

② Vinogradoff, pp. 104—105.